

檜原市立畝傍南小学校 いじめ防止基本方針

はじめに（学校の方針について）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、広く子どもの人権を侵害する行為であるとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このことから、本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、児童一人一人に自分と他人の両方を大切にすることを教え、「いじめを決して行わない」「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめ防止への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で児童が明るく生き生きと活動でき、いじめのような人権侵害のない教育環境づくりに努める。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、いじめを生まない土壌をつくるために継続的な取組が必要である。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

(2) いじめ防止等のための基本的な事項

- ・ いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- ・ いじめ防止等の対策は、全ての児童の人権が十分に守られ、子どもが安心して学校生活を送れるよう取り組まなければならない。
- ・ いじめについて児童に十分な理解を促すとともに、児童が互いの人格を尊重できる豊かな人間関係を構築できるよう取り組まなければならない。

- ・ 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携し、地域社会全体でいじめ防止等の対策に取り組む。

2 いじめ防止等のための施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、いじめの防止等のため、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の管理職及び複数の教員等で構成する「いじめ問題対策委員会」を設置する。さらに、必要に応じて、心理相談員等や、スクールカウンセラー、スクールライフサポーター、その他外部専門家から適切な支援を得ながら対応する。

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

3 いじめの防止等に関する取組

いじめの防止等の取組を実効的なものとするためには、児童の主体性を尊重し、児童の声を大切にしたい取組をすすめる。

(1) いじめの防止

- ・ 教職員が一人一人の子どもに寄り添い、子どもの声を受け取る、温かく・ぬくもりのある教職員集団をつくる。
- ・ 子どもの主体性を尊重した学級経営や教育活動を展開することで、子どもの居場所づくり、絆づくりを行い、いじめを許容しない雰囲気醸成されるように努める。
- ・ 子ども自らがいじめの問題について考え、主体的にいじめの防止に向けて行動を起こせるような取組を進める。

(2) いじめの早期発見

- ・ 子どものささいな変化を見逃さないために、子どもの話に耳を傾けたり、子ども目線で物事を考えたりすることで、子どものおかれている状況や心情を理解することに努め、教職員、家庭、地域の相互が連携して子どもを見守る。
- ・ 「いじめ」かどうかを表面的・形式的に判断せず、背景にある事情調査を行い、被害児童の気持ちに寄り添い判断する。
- ・ 教職員の多忙を改善し、教職員がゆとりをもって子どもと向き合う環境を整えるとともに、児童がいじめを訴えやすい体制をつくる。
- ・ カウンセラーの紹介やいじめの相談の窓口があることを教室内に掲示するなどして、児童に知らせる。

(3) いじめへの対処

- ・ いじめ事案（疑われるものも含め）を確認した場合、いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な対応を行い、解決に向けて教職員一人で抱え込むことなく、学年及び学校全体で組織的対応を行う。また、必要に応じ関係機関等と連携して対応をする。
- ・ 加害児童については、その行為について厳正なる指導及び内面に抱える不安や不満、ストレス等を受け止めるよう心がけ、適切に専門機関に繋げる。
- ・ 当事者の子どもの話を十分に聴き取り、児童の気持ちを理解した上で対応を心がけ、児童及び保護者との信頼関係を損なわないよう十分配慮する。
- ・ いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に十分観察し、必要に応じて医療機関や児童相談所等の関連機関とも連携し、心のケアや支援を行う。

4 重大事態への対処

児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに市教育委員会に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。

なお、事態によっては、市及び市教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

5 その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。